

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		汚染土壌処理業者に係る停止命令及び許可の取り消し
根拠条例・規則名		土壌汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）
条 項		第 2 5 条
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 （電話：048-829-1331 ）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 法令の規定において、不利益処分をするかどうか等の判断基準が具体的かつ明確に定めつくされていると認められるため。
	設定等年月日	平 2 2 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		